

【相談事例】

事例 1

過去にクレボと商品先物取引を行い 700 万円の損をした。先日「関東返金機構」と名乗る団体から電話があり、「クレボとの取引の損失額 700 万円の返還を受けることができるので、100 万円を入金してください。100 万円はスイスに銀行口座を開設するために必要な資金で、投資家の皆様より入金をお願いしている。」といわれている。クレボとの取引で 700 万円損をしたことを何故電話の相手は知っているのか。また、信用していい話か。

事例 2

〇〇パートナーズという調査会社から電話があり、「法改正により以前グローバリーとの商品先物取引の損金を取り戻せることになった。ついては、集団訴訟に参加するために 10 万 5 千円を振り込む必要がある。」といわれたが、このようなケースは実際あり得るのか。

事例 3

アイメックスの元社員と名乗る者から電話があり「アイメックスの隠し資産が海外で見つかったため、最初に登録料を払えば過去アイメックスで損失を被った顧客に損金全額を返還できる。」といわれた。返還を受けた人の名前や電話番号を教えてくれたが、この話に信憑性はあるのか。

※ 上記事例は、問い合わせ件数の比較的多い既に受託業務を廃止した元会員であった商品先物取引業者（以下「元会員」という。）の事例を掲載いたしました。

※ 上記以外に問い合わせが寄せられた「元会員」は以下の 6 社です。

西友商事、三貴商事、小林洋行、東京ゼネラル、大平洋物産、メビウストレード